

プロジェクトの概要

県民の身近なところで発生する犯罪や県民の体感治安（*1）に大きな影響を与える重要犯罪（*2）などの抑止・検挙活動や交通事故防止対策に取り組んでいます。また、県民の防犯意識の向上と防犯ボランティア活動の拡大・ネットワーク化を図り、犯罪の発生を抑制しています。このほか、犯罪から子どもを守る対策の強化や、組織犯罪の実態の解明と繁華街・歓楽街を中心とした取締りを徹底しています。さらに、犯罪被害者等への支援施策を総合的に進めます。



レッド＆ブルー作戦 出陣式

2009 年度の取組みの概要

県民に不安を与える犯罪等の抑止・検挙活動の強化 として、警察官による街頭パトロールや「声かけ活動」を強化するとともに、警察・自治体・防犯ボランティア団体が一体となり県内一帯を一斉にパトロールする「レッド＆ブルー作戦（*3）」の実施、犯罪発生時の分析・情報共有・検討会議を有機的に機能させる「神奈川版コムスタット方式（*4）」の推進、情報交換連絡会議の開催などによる「住民ボランティア」の支援などにより、効果的な犯罪の抑止・検挙対策を推進しました。

犯罪から子どもを守る対策の強化 として、ピーガールくん子ども安全メールによる情報を配信したほか、「子ども・女性前兆事案（*5）対策班」・「性犯罪検挙対策室」を設置し、先制・予防的な警察活動を強化しました。また、有害情報から子どもを守る対策として関係機関・団体で構成する「携帯電話のフィルタリング普及促進会議」・「子どものインターネット利用問題連絡会」を開催し、気運の醸成を図るとともに、有識者からなる「地域連携研究会」を設置し、支え・守り・育てるためのしくみづくりについて検討しました。

繁華街・歓楽街総合対策及び組織犯罪対策の推進 として、市民の憩いの場として誰もが楽しめるまちに再生するため、違法風俗店などの取締り、暴力団をはじめとした犯罪組織に対する取締り、犯罪収益・匿名犯行ツール対策などの各種対策を強力に推進しました。また、暴力団排除のための施策を幅広く盛り込んだ「神奈川県暴力団排除条例（仮称）」の制定に向け、検討委員会を設置しました。

交通事故抑止対策 として、県内の交通事故の特徴から、5つの重点課題（*6）を設定した交通事故防止総合対策のほか、過去5年間の交通事故統計を分析し、特に交通事故の多い日や期間を予測した「発生予測5日間対策」を実施するなど交通事故抑止を推進しました。

警察基盤と現場執行力の強化 として、県央地区での犯罪多発に対応するため、綾瀬合同庁舎を整備し、昨年11月から運用を開始しました。また、多様化・スピード化する事件・事故に対応するため、通信指令機能を中心とした初動警察（*7）を強化するとともに、交番勤務員の約半数を占める若手警察官の早期育成に取り組み、現場執行力の向上を図りました。

県民総ぐるみによる防犯への取組みの推進と犯罪被害者等への支援 として、自主防犯活動の立ち上げを推進するとともに、情報の収集・発信、きめ細かな相談、自主防犯活動のネットワークづくりなどの支援を実施したほか、被害が急増したひったくりについて、各種広報媒体を活用した注意喚起など、被害防止対策を推進しました。

犯罪被害者等の支援については、警察、民間支援団体と協働・連携した総合的支援体制として「かながわ犯罪被害者サポートステーション」を設置したほか、生活資金の貸付や弁護士による法律相談など、犯罪被害者等の日常生活の早期回復のための支援や、犯罪被害者等支援に関する普及啓発、支援人材の育成などを実施しました。

県民ニーズ・意見などへの対応

平成21年度県民ニーズ調査の結果、「県行政を進めていく上で力を入れて取り組んでほしい分野」のトップに「治安対策」（57.3%）が挙げられており、さらに、「身近な治安に関して安心感を抱くときのトップは「制服警察官がパトロールしているとき」（34.7%）でした。

引き続き、制服警察官による見える・見せる・声をかける活動を推進し、県民の身近

*1 体感治安
人々が実際に肌で感じる治安の良し悪しに関する感覚をいいます。

*2 重要犯罪
殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつをいいます。

*3 レッド＆ブルー作戦
警察車両は赤色回転灯を、自治体・防犯ボランティア団体の車両は青色回転灯を灯火して連携を図ってパトロールすることから命名しました。

*4 コムスタット方式
コンピュータ（computer）と統計学（statistics）の合成語であり、コンピュータを活用した犯罪統計の管理システムを意味します。

*5 前兆事案
子どもと女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声かけ、つきまといなどをいいます。

*6 重点課題
二輪車対策、高齢者対策、自転車対策、飲酒運転対策、生活道路対策

*7 初動警察
緊急通報の受理などにより事案を認知した際、必要な警察官を手配・動員し、現場に急行して事案の処理に当たる活動を意味します。

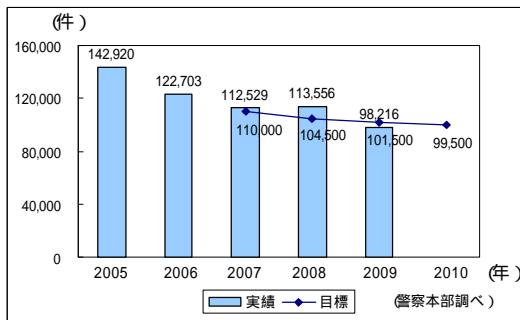
なところで発生する犯罪や交通事故の抑止、検挙対策に努め、事件・事故のない安心してくらせる地域社会の実現に向けた取組みを推進します。

戦略プロジェクトの目標

目標 刑法犯認知件数 (単年度)

目標設定の考え方

全国警察が取り組む犯罪抑止の推進を中心に、県民が治安の回復を実感でき、県民に分かりやすい指標として刑法犯認知件数(*8)を掲げました。また、数値目標は、これまでの治安回復の流れをより確実なものにし、平成初期の水準にまで治安を回復させるべく、2007年(平成19年)を起点とし、4年間で刑法犯認知件数を9万件台に減少させることをめざして目標値を設定しました。



達成状況

年	2007	2008	2009	2010
達成率	97.7%	92.0%	103.3%	-
評価	B	B	A	-

目標の達成状況の分析

刑法犯認知件数は、比較的安安全とされた平成初期の水準まで減少させることができました。

これは、窃盗犯や知能犯をはじめ、全般的に発生を抑止できたことによるものです。

今後とも、目標の達成に向けて計画事業を着実に進めていく必要があります。

*8 刑法犯認知件数
警察において発生を認知した殺人、暴行、傷害、窃盗などの刑法の罪(道路上の交通事故に係る危険運転致死傷、業務上(重)過失致死傷を除く)及び指定された法律違反の事件の数をいいます。

総合分析

治安情勢を示す指数の一つである刑法犯認知件数の推移をみると、戦後最悪を記録した2002年の約半減となり、平成初期の水準まで減少させることができました。

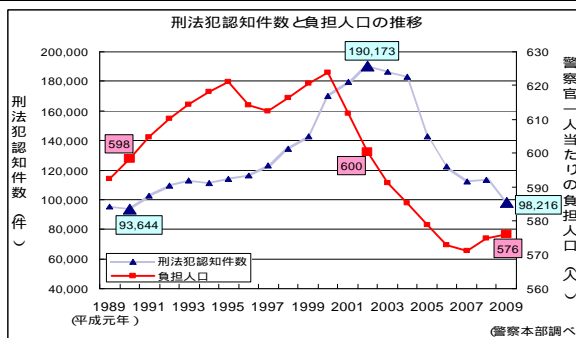
また、主要都道府県(*9)の比較では、刑法犯認知件数の減少率、検挙率で最も高い数値となりました。

警察官によるパトロール活動

とともに、地域住民をはじめとした自主防犯活動団体の拡大とネットワーク化、関係機関・団体などと連携した防犯活動など、効率的な犯罪抑止活動を実施するとともに、警察官の増員、警察活動基盤の整備を行いました。

負担人口の減少に比例して、刑法犯認知件数は減少してきましたが、県内人口の増加により警察官の負担人口(576人)(*10)は2年連続して増加しており、県民の日常生活に密着したきめ細かな警察活動を展開し、一層の治安向上を図るためには、人的・物的警察基盤のさらなる整備・強化が必要です。

各種統計の分析に基づいた警察力の集中運用や各種ボランティア団体・地域住民などと連携した活動、情報収集・発信活動などの取組成果の積み重ねから、刑法犯認知件数は、目標を上回る減少となりました。中でも、2008年中に増加した振り込め詐欺については、ATM警戒の実施、金融機関職員による積極的な声かけや即時通報の依頼、犯行に使用された口座の凍結、騙されたふり作戦による犯行ツールの遮断や詐欺被疑者の検



*9 主要都道府県
北海道、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、大阪府、兵庫県、福岡県

*10 負担人口
警察官1人当たりが担当する県民の平均数をいいます。

<p>拳等を強力に推進したことなどにより前年比約 1,400 件、刑法犯認知件数の総数を押し上げる万引きについては、「万引き防止ガイドライン」を活用するなどして、各事業者の方々に万引きしにくい店内環境の改善等をお願いしているほか、大規模小売店舗等を中心に、管理者等の協力を得て、制服警察官や防犯ボランティアの方々による店内パトロールを実施したことなどにより前年比約 5,000 件、それぞれ削減させることができました。</p> <p>また、刑法犯の検挙率は41.1%と1999年以來10年ぶりに40%を超え、交通事故死者数176人は、年間統計を取り始めた1948年以降、最少となるなど、十分に効果を上げることができました。</p>	
<h3>総合計画審議会の二次評価</h3>	
<p>・ 総合分析は概ね妥当であるが、独居老人世帯増に伴う犯罪被害の増加が危惧されることから、警察、地域社会と連携した地域防犯対策を推進する必要がある。</p>	
<h3>今後の課題と対応方向</h3>	
<p>県内の人口は年々増加しており、警察官の負担人口は2年連続増加し、主要都道府県における平均負担人口455人と比較しても多くなっている一方で、犯罪のグローバル化、サイバー犯罪の増加、国際テロ情勢の悪化など、治安を取り巻く新たな脅威が出現しております。</p> <p>このため、人的基盤の整備・各種装備資機材の一層の充実を図るとともに、地域住民、関係機関・団体などと連携した防犯・交通事故防止活動を推進する必要があります。</p> <p>被害者等の支援については、生活資金の貸付、弁護士による法律相談など、犯罪被害者等の日常生活の早期回復のための支援を充実する必要があります。</p> <p>このため、県民・事業者の理解促進や人材の育成に取り組み、県民全体で犯罪被害者等を温かく支える地域社会づくりを進めます。</p> <p>2010年は、全国植樹祭及びAPEC首脳会議が開催されますが、昨今の国際テロ情勢を踏まえると、国内では過去最大規模の警戒態勢が必要です。</p> <p>このため、県民の皆様のご協力を得ながら、装備資機材を有効に活用し、万全の態勢で臨んでまいります。</p>	
<h3>参照ホームページ</h3>	
<p>安全・安心に関する情報 神奈川県警察ホームページ http://www.police.pref.kanagawa.jp/index.htm 神奈川県安全・安心まちづくりホームページ http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/anzenansin/anzennindex.htm 街頭犯罪等発生マップ http://www.police.pref.kanagawa.jp/map/crime/html/mesd0801.htm ビーガールくん子ども安全メール http://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesd5010.htm</p>	

プロジェクトの概要

災害時情報収集・伝達体制の充実、災害時活動拠点などの機能強化、地域防災力の向上と広域連携体制の充実、民間住宅などの耐震化(*1)の促進及び減災目標などを明示した「神奈川県地震防災戦略」の策定など、災害に強い安全なまちづくりを着実に進めています。



八都県市合同防災訓練の様子

2009 年度の取組みの概要

災害時情報収集・伝達体制の充実 として、有線系と衛星系の2系統の通信回線を備え、災害に強い防災行政通信網の本格的な運用を開始しました。

災害時活動拠点などの機能強化 として、災害医療拠点病院である横浜医療センター、済生会横浜市南部病院及び横須賀共済病院の施設整備に助成しました。また、県立高校の耐震補強工事については、当初計画の13棟に2棟を前倒し、合計15棟で実施したほか、校舎棟の耐震性を改善する耐震スリット工事を27棟で実施するとともに、体育館など延べ182施設でガラス飛散防止対策に取り組みました。

地域防災力の向上と広域連携体制の充実 として、市町村の地震防災対策に対して財政支援を実施するとともに、国及び首都圏の八都県市(*2)による合同防災訓練を実施しました。

民間住宅などの耐震化の促進 として、木造住宅耐震講習会や耐震セミナーを開催し、県民の耐震化に対する意識啓発や知識の普及を行いました。

地震防災対策の効果的かつ効率的な推進 として、2007～2008年度にかけて実施した地震被害想定調査結果を踏まえ、想定される死者数を半減以上に軽減するなどの減災目標とその目標を達成するために必要な対策を位置づけた「神奈川県地震防災戦略」を策定しました。

*1 耐震化
昭和56年に新耐震基準が施行される前に建築された建物について、耐震診断を行い、同基準に適合するよう壁を増設するなどの改修工事や、建替えを行うこと。

*2 八都県市
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市

県民ニーズ・意見などへの対応

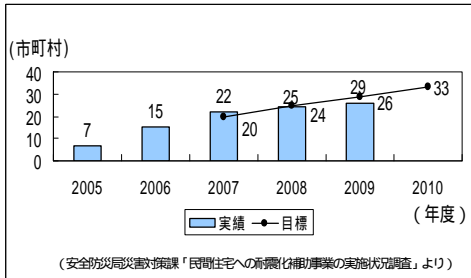
「神奈川力構想・白書2008」に関する県民参加意見において、「大規模地震に備えた対応力の強化について、神奈川県だけで独立して進めるのではなく、周りの都道府県と共に進めるべきである」との災害に備えた近隣都県との連携に関する意見をいただいております。県では、昨年10月に、山梨県、静岡県、本県の三県で富士山火山防災対策に関する協定を締結したほか、毎年度、首都圏を構成する八都県市との間で合同防災訓練を実施するなど、広域連携体制の充実・強化を図っています。

戦略プロジェクトの目標

目標 民間住宅に対する耐震改修補助事業を実施する市町村数（単年度）

目標設定の考え方

市町村が実施する民間住宅耐震改修補助事業の拡大を図るため、県は、2006年度から「市町村地震防災対策緊急支援事業」の財政支援の対象に市町村の同事業を加えたところ、同事業の実施市町村数が2005年度に比べ大幅に増加したことを踏まえ、2010年度にはすべての市町村で耐震改修補助事業が実施されることをめざして目標値を設定しました。



達成状況

2007	2008	2009	2010
A	B	B	-
110.0%	96.0%	89.6%	-

目標の達成状況の分析

2009年度の目標に対する達成率は、89.6%となりました。

県内のすべての市町村で「市町村耐震改修促進計画」の策定が終了したものの、当該計画に基づく耐震改修促進補助事業が、厳しい財政事情などにより、事業の実施に至らなかったため、26市町村にとどまったものと考えられます。

このため、今後も引き続き、補助事業の創設に向け、市町村と連携した取り組みを充実させていく必要があります。

総合分析

大規模地震に備えた対応力の強化の一つの目安である、県内における公共施設などの耐震率の状況をみると、災害時に防災拠点となる公共施設の耐震化は着実に進んでおり、神奈川県耐震率(*3)は87.5%に増加し、引き続き全国第1位となっています。

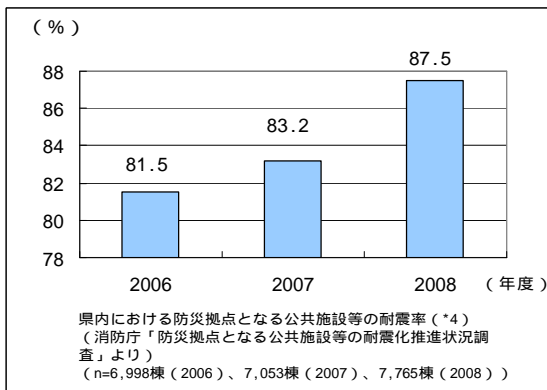
災害情報収集・伝達体制の充実として、2007年度、2008年度に整備した主な防災関係機関93箇所

を結ぶ衛星系防災行政通信網の運用により、これまでの有線系防災行政通信網と相互にバックアップできる信頼性の高い情報受伝達体制を構築しました。また、2007年度に導入した災害情報管理システムにより、被害情報を収集(9回)し、防災関係機関との間で情報を共有しました。

防災対策については、災害対策基本法により、県、市町村をはじめとした防災関係機関や住民の方々の役割が定められており、合同防災訓練などの実施に当たっては、適切な役割分担の下、協働・連携して取り組みました。

住民に最も身近な市町村の防災対策に対し、「市町村地震防災対策緊急支援事業」による財政支援を行うことで、県全体の防災力の向上を図るなど、効率的な防災対策を進めました。また、八都県市合同防災訓練(神奈川県・小田原市合同総合防災訓練)や八都県市合同の図上訓練を実施するなど、広域連携体制の充実を図りました。

プロジェクトの目標とした「民間住宅に対する耐震改修補助事業を実施する市町村数」の達成率は89.6%でしたが、広域連携体制の充実強化が図られたほか災害時に防災拠点となる公共施設の耐震化率が引き続き全国1位となるなど、プロジェクト全体としては、概ね効果を上げることができました。



*3 耐震率
(昭和57年以降建築棟数+昭和56年以前耐震性有棟数+昭和56年以前耐震改修済棟数)/全棟数

*4 県内における防災拠点となる公共施設などの耐震率
地方公共団体が所有又は管理する防災拠点となる公共施設などの耐震率

総合計画審議会の二次評価

- ・ 総合分析は概ね妥当であるが、都市の高齢化、近隣関係の希薄化が進展する中、ハザードマップや、災害時の住民の避難場所、避難経路などの周知について、市町村と連携しながらさらに進めていく必要がある。

今後の課題と対応方向	
<p>大規模地震による県民の被害を最小限に止め、発災時の応急対策活動を円滑かつ迅速に実施するためには、市町村や関係機関と一体となって「大規模地震に備えた対応力の強化」に向けた取組みを効果的かつ効率的に推進していく必要があります。</p> <p>このため、2009年度に策定した「神奈川県地震防災戦略」で掲げた減災目標の達成に向けて、市町村、県民、事業者などと連携しながら、地震防災戦略に位置付けた建物倒壊対策、火災対策及び津波対策などに重点的に取り組めます。</p> <p>特に、建物の倒壊や火災による死者を軽減するため、民間住宅の耐震化を促進するとともに、市町村の地震防災対策への支援などを通じて、地域防災力の向上を図ります。</p> <p>大規模地震が発生した際には、国や近隣都県と協力して、円滑な災害対策を実施する必要があります。</p> <p>このため、国や他の都県市、防災関係機関の参加、協力の下「九都県市（*5）合同防災訓練」を実施するほか、山梨、静岡、神奈川の三県による広域連携体制のさらなる充実・強化を図ります。</p>	<p>*5 九都県市 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、相模原市、千葉市、さいたま市（2010年4月より、相模原市が政令指定都市となり参加）</p>
参照ホームページ	
<p>神奈川県防災・災害情報 http://www.pref.kanagawa.jp/sys/bousai/portal/index.html</p>	

プロジェクトの概要

食の安全・安心に関して、消費者、生産者、事業者、行政などによる相互の意見交換や情報提供が行われるとともに、安全性の科学的な評価とそれに基づく規制などが徹底され、県民が安心して食生活を楽しむことができるよう取り組んでいます。

また、市町村での消費生活相談や、県が実施する休日相談などにより、毎日消費生活相談が受けられる体制を整備するとともに、相談実務の知識が豊富な相談員により、的確な助言や相談解決がなされるなど、県民が安心して消費生活をおくることできるよう取り組んでいます。



かながわ食の安全・安心基礎講座

2009 年度の取組みの概要

食の安全・安心に関する情報提供・意見交換 として、食の安全・安心県民会議（1回）基礎講座（8回）県内各地で意見交換を行うキャラバン（2回）を開催するなど、意見交換や情報提供を進めました。

生産段階における安全・安心な農林水産物の確保 として、国と連携・協力のうえ、農薬販売店などに対する立入検査を行い、農薬などの適正販売や保管管理を指導したほか、家畜伝染病の発生予防やまん延防止の検査などの実施や水産用医薬品の適正使用の指導や残留検査など、安全な農林水産物の確保を図りました。

食品事業者の自主的な取組みの促進による食の安全・安心対策の推進 として、食品事業者における簡易検査の実施など、自主衛生管理の普及啓発を図りました。

製造・流通段階における食品の検査及び監視の充実 として、ポジティブリスト制度（*1）に対応した残留農薬・動物用医薬品検査及び大規模食品調理・製造施設などの監視指導を行いました。

消費者被害の未然防止と救済 については、毎日消費生活相談として、NPO法人と連携して実施していた休日（土日祝）・夜間（週1回）電話相談を、2009年度からは県の相談員を4名増員し、休日を1時間延長、夜間を週5日に拡大して面接相談も実施しました。また、引き続きメールによる相談と、県及び市町村の相談員・有資格者の人材育成研修を実施しました。

実効性のある食の安全・安心対策の推進 として、県民の健康を保護し、県民の食品及び食品事業者の信頼の向上を図るため、「神奈川県食の安全・安心の確保推進条例」を制定しました。

*1 ポジティブリスト制度

原則としてすべての農薬などについて残留基準を設定し、基準を超える食品の販売などを禁止する制度のことです。

県民ニーズ・意見などへの対応

「かながわ食の安全・安心モニター」制度では、モニターを150人から175人に増やし、より多くの県民の意見を施策に反映するよう努めています。

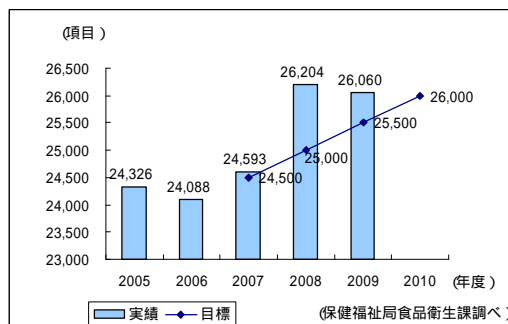
モニターアンケートでは「かながわ食の安全・安心基礎講座」について、より多くの開催を望む意見があったことから、回数を5回から8回に増やし、食品の安全性に関する情報提供を充実しました。

戦略プロジェクトの目標

目標 食品の衛生検査の延べ項目数（単年度）

目標設定の考え方

消費者の関心が高く、規制が強化された食品中の残留農薬・動物用医薬品などを中心に検査を充実させる必要があることから、食品の衛生検査の延べ項目数を毎年 500 項目増やすことをめざして目標値を設定しました。



目標の達成状況の分析

食品の安全性に対する消費者の不安が高いことを受け、食品中の残留農薬などの検査を実施し、輸入食品における添加物の検査などを充実したことから、2009 年度の目標 25,500 項目に対し 26,060 項目となり、目標を達成しました。

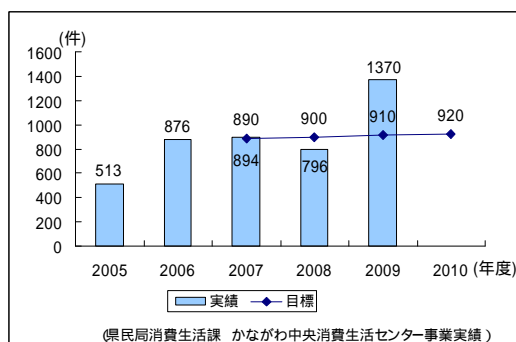
達成状況

2007	2008	2009	2010
A	A	A	
100.3%	104.8%	102.1%	

目標 かながわ中央消費生活センターの消費生活相談における「あっせん」(*2)による相談者支援件数（単年度）

目標設定の考え方

相談者に占める高齢者の割合が増加する中で、十分な判断ができない消費者の契約に関する相談など相談員の助言だけでは自己解決することが難しい案件への対応として、「あっせん」による支援が今後一層求められていくことから、かながわ中央消費生活センターにおける相談体制の強化などにより、2006 年度の件数が急増したことも踏まえ、毎年度 10 件増加し、2010 年度には 920 件となることをめざして目標値を設定しました。



目標の達成状況の分析

2009 年度の目標に対する達成率は 150.5%となりました。
これは、かながわ中央消費生活センターの消費生活相談体制を充実・強化したことによるものです。

達成状況

2007	2008	2009	2010
A	B	A	
100.4 %	88.4%	150.5%	

*2 あっせん

相談者の自主交渉によってトラブルを解決することが困難と認められる場合、消費生活センターが相談者と苦情の相手方との間に入って解決を促進することであり、電話での交渉や、当事者と同席して交渉を行う面談により解決を促します。

総合分析

県が2009年6月に実施した「[かながわ食の安全・安心モニターアンケート](#)」結果をみると、流通している食品に対して、安全だと思わない県民の割合が約53%となっており、その理由として最も多かったのが、「事業者を信頼できない」(約60%)でした。

県民の食品及び事業者に対する信頼の向上を図るためには、県が食品の検査や監視を着実に実施することに加えて、県民や事業者と協力して、食の安全・安心の確保に取り組む必要があることから、「神奈川県食の安全・安心の確保推進条例」を制定し、施策を総合的かつ計画的に推進するための「指針」を策定しました。

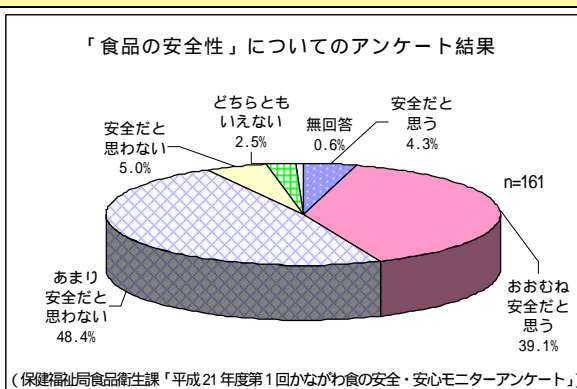
県内では、食品による大きな健康被害や事故は発生していません。また、プロジェクト目標である「食品の衛生検査の延べ項目数」についても目標を達成しました。

農薬販売店などへの立入検査や動物医薬品の製造、販売、使用段階への立入検査を適切に実施しました。

市町村と県が一体となった苦情処理の「あっせん」や相談体制の整備を進めている中で、「あっせん」による相談支援件数の目標を達成しました。

さらに、かながわ中央消費生活センターの体制を強化して毎日消費生活相談を実施したほか、市町村消費生活相談窓口の充実・強化のため、相談員や有資格者対象の時宜を得たテーマの研修(参加者数延べ819名)や、新たに相談員になった者を対象とした実地体験を含めた研修(参加者数3名)を実施した結果、多様な相談ニーズへの対応が可能となりました。

以上のことから、プロジェクト全体としては、十分に効果を上げることができました。



総合計画審議会の二次評価

- ・ [総合分析は概ね妥当であるが、食の安全・安心については、供給側が自主的かつ責任ある取組みをより積極的に行えるよう、一層の促進を図る必要がある。](#)

今後の課題と対応方向

食品の安全性をより一層確保するため、「神奈川県食の安全・安心の確保推進条例」で導入した「食品等の自主回収の報告」や「食品等輸入事務所等の届出」の制度の円滑な運用を図る必要があることから、県民、事業者への周知を図るとともに、関係機関と連携して適切に運用します。

また、食の安全・安心の確保を推進するためには、県民に食品の安全性に対する正しい理解と知識を持っていただくための取組みや、県民、事業者、県による意見交換など三者が協力した取組みが求められています。

そこで、神奈川県食の安全・安心の確保推進条例に基づき策定した「指針」に盛り込んだ施策については、農林水産物の生産段階における検査や、製造・流通段階における食品の検査及び監視といった法令に基づく施策に加えて、事業者の自主的な取組みの促進や、食の安全・安心の確保に関する情報の共有・意見交換の推進など、県民や事業者と協力して取り組みます。

<p>生産段階における安全・安心な農林水産物の確保として、農薬販売店などにおいて不適切な事案が散見されることから、農薬などの適正販売や保管管理についての販売店に対する指導のほか、高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病の発生が危惧されることから家畜伝染病の検査などを実施し、動物用医薬品の製造、販売、使用段階における立入検査などにも引き続き取り組みます。</p> <p>消費者被害の未然防止と救済については、複雑化・多様化する消費者問題に対応するため、かながわ中央消費生活センターを中心に、引き続き県域全体での消費生活相談体制や専門機関などと連携した被害救済支援体制を充実するとともに、悪質事業者への指導を強化し、自ら判断し行動できる自立した消費者の育成に向けて、消費者教育の充実・強化に取り組みます。</p>	
<p>参照ホームページ</p>	
<p>食の安全・安心に関する情報 http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/15/1390/anzen/index.html</p> <p>かながわの消費生活 http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/syohi/index.html</p> <p>かながわ中央消費生活センター http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/syohi/chuou/index.html</p> <p>消費者庁 http://www.caa.go.jp/</p>	